



# 控除対象特定非営利活動法人 指定支援補助金

令和5年度鳥取県委託事業

鳥取県NPO法人条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が、士業等の専門家へ相談等を行う経費を補助します。

## 補助金概要

### (1)対象となる経費

指定の申出の手続きの準備のために必要な以下の経費

- ・士業(司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、認定ファンドレイザー)への相談にかかる経費(委託料・相談料・旅費)
- ・鳥取県又はとっとり県民活動活性化センター(以下「センター」という。)への相談にかかる旅費、会議費、消耗品費(参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入を除く。)
- ・アルバイトにかかる賃金

※ 委託料については、県内事業者が実施したものに限りです。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

### (2)事業の対象者

令和5年4月1日(土)から令和6年2月29日(木)の期間に控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行う鳥取県内のNPO法人(2事業年度以上公益的な活動を行った法人)  
(鳥取県の受付日が期間内のものが対象)

### (3)補助金額等

- ・補助率:10/10
- ・補助額上限:150,000円(千円未満の端数は切り捨て)
- ・交付予定件数:2件程度

### (4)募集期間

令和5年4月3日(月)~10月6日(金)【17:00必着】

### (5)その他

申請前に必ずセンターエリア担当職員(以下、連絡先)にご相談ください。



## 《お問合せ》公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

〒682-0023 倉吉市山根557-1パープルタウン2階  
ホームページ <http://tottori-katsu.net/>  
電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470  
Eメール [info@tottori-katsu.net](mailto:info@tottori-katsu.net)



- **東部担当:** 県東部地域振興事務所1階 東部振興課内 電話 0857-30-3528 担当:谷
- **中部担当:** パープルタウン2階 電話 0858-24-6460 担当:椿
- **西部担当:** 県西部総合事務所1階 西部振興課内 電話 0859-31-9694 担当:池淵